

EP 関連資料

**一審 ("first instance") の手続にも大きな影響を与える大幅な改正が
EPO の審判手続規則に対して行われる (発効日 : 2020 年 1 月 1 日)**

2019年08月26日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

EPO における現行の審判手続規則は、2007 年に発効しました。その後、改正に向けての作業が進められ、2019 年 6 月 26 日及び 27 日の管理理事会の会議において、改正審判手続規則(案)が承認されました。改正審判手続規則の発効日は、**2020 年 1 月 1 日**です。

改正審判手続規則の発効は、審判手続のみならず、一審 ("first instance") の手続 (EPO におけるプロセキューションや異議申立の手続) にも大きな影響を与えるものです。EPO の審判部は、例えば、EPO 内の審判部以外の他の部門によって下された査定/決定 (一審 ("first instance") と称される。) に対する専属管轄権を有しています。但し、審判部は、EPC の精神および目的 (Article 23 EPC) によって拘束を受けます。

改正審判手続規則は、2020 年 1 月 1 日以降にファイルされる審判事件のみに適用されるのではなく、**上記発効日の時点で係属している審判事件にも適用**されます。そこで、以下に説明するように、主な改正内容を理解した上で、EPO に係属中の審判事件をレビューし、今回の改正に伴う不利益を減少させるための措置を講じることを検討ください。

【全 5 頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。